

奈良県告示第二百四十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
桜井市高家（〇〇一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市高家（〇〇二）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市高家（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市高家（〇〇五）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市高家（〇〇九）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市高家（〇一〇）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
桜井市高家（〇一一）土石流警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

域	桜井市高家（〇一四）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市竜谷（〇〇一）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市竜谷（〇〇四）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市竜谷（〇〇六）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市忍阪（〇〇三）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市下（〇〇三）土石流警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市下（〇〇四）土石流警戒区域	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市浅古（〇〇二）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市浅古（〇〇三）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域	桜井市浅古（〇〇六）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

域 桜井市浅古（〇〇七）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市浅古（〇〇九）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市浅古（〇一〇）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市浅古（〇一三）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課
域 桜井市浅古（〇一五）土石流警戒区	次の平面図のと おり	奈良県中和土木事務所 及び桜井市役所土木課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。